

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

平成30年5月17日制定

令和4年3月25日改正

令和6年3月22日改正

(一社)山口県トラック協会

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度を実施する。

第2条 受講対象者

一般社団法人山口県トラック協会（以下、山ト協）の会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者および管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る協同組織の経営者、管理者も対象とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校2校及びWEB e Campus（WEB講座）を対象とする。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
九州校	812-0024	福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセンター3階	092-263-1554

第4条 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 助成対象定員

助成対象定員は予算額を限度とする。

2. 1事業者からの申請は、当該年度中10件までとする。

第6条 受講内容等の通知

山ト協は、中小企業大学校の各校が計画し同校本部で最終決定された講座のうち、対象となる講座の内容および開催スケジュール等を会員事業者へ周知する。

第7条 受講の届け出・承認

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に山ト協へ届け出る。

2. 山ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に受講の承認を行う。

第8条 大学校への申込み

受講を希望する会員事業者は、山ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2. 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

3. 受講料は、所定の額（全額）を、会員事業者が直接、当該校に納入する。

第9条 受講修了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」（様式2）を山ト協へ提出する。

その際、「受講修了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しを添付する。

2. 山ト協は、提出された「受講修了通知書」（様式2）、「受講修了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しの内容を確認し、適切に保管する。

3. 山ト協は、前項の確認をした上で、「受講修了報告書兼負担金請求書」（様式3）に必要事項を記載し、全日本トラック協会（以下、全ト協）が定める期日までに全ト協へ提出する。

なお、山ト協は上期分（4月から9月）、下期分（10月から3月）を全ト協が定める期日までに分けて、上記様式3を提出することができる。

第10条 助成額

助成額は、山ト協および全ト協が、受講料の各々3分の1の割合で負担する。なお、山ト協および全ト協の助成額は、百円未満の額を百円単位に切り上げた額とする。但し、全ト協分については、国、自治体、他団体（山ト協含む）等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える場合、助成金を交付しない。

第11条 受講料負担額の支払

山ト協は、全ト協から支払われた助成金に、山ト協の所定の助成金を加えた受講料負担額を、会員事業者に支払う。

第12条 受講申込み後の変更または中止

会員事業者は、山ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに山ト協あてに届け出る。

第13条 助成金の返還

山ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他山ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、山ト協および全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附則

第1条 本要綱は平成30年6月1日から適用する。

第2条 本要綱は令和4年4月1日から適用する。

第3条 本要綱は令和6年4月1日から適用する。